

冊子1

令和4年10月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

10月定例会（1）

開催日時 令和4年10月6日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 協 議

（1）長崎県読書バリアフリー推進計画の策定について (生涯学習課)

4 報 告

（1）令和5年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する
教科用図書採択結果について (高校教育課・特別支援教育課)

（2）プログラミング教育の充実に係る取組について (高校教育課)

（3）第37期第1回長崎県社会教育委員の会議結果について (生涯学習課)

協 議 事 項 (1)

生涯学習課

(件 名)

長崎県読書バリアフリー推進計画の策定について

(概 要)

「視覚障害者等^{*1}の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の目的(障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現)に寄与するため、「長崎県読書バリアフリー推進計画」を策定する。策定にあたって、幅広く意見を求めるために設置した長崎県読書バリアフリー推進計画策定に係る懇談会からの意見を受けて作成した本素案について、協議するものである。

1. 長崎県読書バリアフリー推進計画(素案) ※「別添資料」のとおり

2. 計画の概要

(1) 第1章 計画の基本的な考え方

読書バリアフリー法を受け、長崎県における基本的な施策の方向性を示し、読書バリアフリー法の理念の具現化をめざすため、令和5年度から令和9年度までの5年間、視覚障害者等を対象として取組を行う。

(2) 第2章 視覚障害者等の読書環境の現状と課題

本県在住の視覚障害者等や関係団体等からの意見、長崎県読書バリアフリー推進計画策定に係る懇談会委員からの意見を基に、本県における主な現状と課題を整理した。

(3) 第3章及び第4章 基本的な方針及び具体的な施策

① 誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす

- ・アクセシブルな書籍^{*2}・電子書籍等^{*3}の充実(データベースの活用)
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作及び製作者等の人材の養成(体験会の実施、若年者等の製作人材のすそ野拡大)

^{*1}視覚障害者等：視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書が難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者。

^{*2}アクセシブルな書籍：点字図書や録音図書など、視覚障害者等が利用しやすい書籍のこと。

^{*3}アクセシブルな電子書籍等：読み上げ対応の電子書籍など、文字や音声などがデジタル化されており、パソコン等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの。

② 誰もが利用しやすい読書環境をつくる

- ・読書支援サービスの活用促進と、アクセシブルな書籍・電子書籍等の入手や端末機器の利用への支援(端末機器の情報入手や利用方法に関する相談及び習得支援)
- ・円滑な利用のための読書環境の整備・支援の充実(施設のバリアフリー化、非来館型サービスの充実、教職員向け研修会等の実施)
- ・図書館サービス人材の養成・資質向上(図書館職員向け情報提供や研修の充実)

③ みんなに開かれた読書環境があることを伝える

- ・関係機関の連携の促進(県、市町、公立図書館、学校図書館、医療・福祉関係機関、ボランティア団体等)
- ・読書バリアフリーの取組の周知と普及啓発(視覚障害者等にとどまらず、家族や支援者等、県民へ広く周知)

3. 懇談会の主な意見等

(1) 第1回(7月27日) ※主に第1章～第3章についての協議

- ・県視覚障害者情報センターと公立図書館が連携できれば、お互いの専門性を生かすことで利便性が向上するのではないか。
- ・点訳・音訳ボランティアの育成も重要だが、点訳・音訳ボランティアの指導者の育成も重要な課題である。
- ・読書バリアフリーの取組の周知が大きな課題であるが、眼科医など医療関係者と連携することで、当事者に必要とするサービスが届きやすくなるのではないか。

(2) 第2回(9月8日) ※主に第4章についての協議

- ・推進計画について、様々な方法で広く周知や案内を行い、情報を必要とする人に届くようにしてほしい。
- ・推進計画の周知や普及啓発のために、策定後も行政任せにするのではなく、関係団体として積極的に関与し、協力していきたい。
- ・県立長崎図書館や県視覚障害者情報センターの概要や関係する取組について、参考資料として掲載できないか。

4. パブリックコメント

- ・広く県民から意見を聴取するため、10月末から11月末まで実施予定。

5. 今後の予定

- ・令和4年10月末 パブリックコメントの実施
- ・令和5年 1月 定例教育委員会 議案提出
- 2月 県議会文教厚生委員会 議案外報告
- 3月 推進計画周知・広報

長崎県読書バリアフリー推進計画（素案）

令和5年3月

長崎県

目次

| | |
|---|---|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画の対象等 | |
| 4 計画の推進、評価 | |
| 5 SDGsとの関係 | |
| 第2章 視覚障害者等の読書環境の現状と課題 | 3 |
| 1 長崎県の現状 | |
| <参考>視覚障害者等が利用しやすい読書支援サービス | |
| 2 長崎県の課題 | |
| 第3章 基本的な方針 | 7 |
| 1 誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす | |
| 2 誰もが利用しやすい読書環境をつくる | |
| 3 みんなに開かれた読書環境があることを伝える | |
| 第4章 具体的な施策 | 8 |
| 1 誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす | |
| (1) アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 | |
| (2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作及び製作者等の人材の養成 | |
| 2 誰もが利用しやすい読書環境をつくる | |
| (1) 読書支援サービスの活用促進と、アクセシブルな書籍・電子書籍等の入手や 端末機器の利用への支援 | |
| (2) 円滑な利用のための読書環境の整備・支援の充実 | |
| (3) 図書館サービス人材の養成・資質向上 | |
| 3 みんなに開かれた読書環境があることを伝える | |
| (1) 関係機関の連携の促進 | |
| (2) 読書バリアフリーの取組の周知と普及啓発 | |

長崎県読書バリアフリー推進計画（素案）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境を整備することによって、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

その実現のため、「読書バリアフリー法」では第5条において、地方公共団体は、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、また、第8条において、地方公共団体は、（国の）基本計画を勘案して、「当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

そこで、長崎県における基本的な施策の方向性を示し、「読書バリアフリー法」の理念の具現化を目指すため、本計画を策定します。全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」（令和3年3月策定）、「第三期長崎県教育振興基本計画」（平成31年3月策定）、「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」（平成31年3月策定）、「第6期長崎県障害福祉計画・第2期長崎県障害児福祉計画」（令和3年3月策定）等、県の関連計画等の方向性と整合を図りながら、「読書バリアフリー法」第8条に基づき、長崎県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画について定めるものです。

また、「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念を踏まえ、関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献する計画とします。

3 計画の対象等

本計画は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書（活字によって表現された書籍を読むこと）が難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者（以下「視覚障害者等」という。）を対象とします。

なお、障害者手帳所持の有無は問いません。

また、「書籍」とは、雑誌、新聞その他の刊行物を含みます。

4 計画の推進、評価

（1）計画期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間とします。

（2）推進体制

本計画に基づき、市町、関係機関等と連携・協働し、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進します。

（3）計画の周知

本計画や関係施策の周知を図るため、県のホームページ等で情報発信を行います。周知にあたっては、わかりやすい内容となるよう工夫するとともに、点字版や読み上げに対応したテキストデータを作成し、関係機関と連携して、広く周知を図ります。

（4）進行管理、評価

計画に掲げた施策や指標の進捗状況については、定期的に点検・評価します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 SDGsとの関係

視覚障害者等の読書環境の整備を推進することは、障害のある方の社会参加・活躍の促進や共生社会の実現に寄与し、SDGsの目標達成に貢献します。

<関連するゴール>

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に



第2章 視覚障害者等の読書環境の現状と課題

1 長崎県の現状

本県では、令和3年3月に策定した「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」において、豊かな人生を支える県民の学習環境の整備のために、市町立図書館の支援、県民の課題解決支援サービスの実施、視覚障害者等のための読書環境の整備など県立長崎図書館の機能充実を掲げ、施策の推進を図っています。

また、同じく令和3年3月策定の「第6期長崎県障害福祉計画」・「第2期長崎県障害児福祉計画」においては、県視覚障害者情報センターが有する視覚障害者に対する読書環境を整備するためのノウハウを、各種協議会や研修会を通じて公立図書館等へ提供するなど、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進しています。

関係機関における主な取組は、以下のとおりです。

県視覚障害者情報センター

- ・点字図書や録音図書等の視覚障害者等が利用しやすい書籍等*₁の収集、閲覧、貸出を実施しています。
- ・市町立図書館（公民館図書室も含む。以下同じ。）向けの貸出や、視覚障害者手帳の保持者を対象とした点字用郵便（特定録音物等郵便物）による郵送サービスを行っています。
- ・点字図書や録音図書の製作を行うとともに、製作ボランティアの養成講座や研修会を開いて、ボランティア等の技術向上に努めています。
- ・点訳・音訳した図書のデータは、サピエ図書館*₂を通じて全国の利用者に提供しています。

*₁ 「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」：視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍や、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録であって、電子計算機（コンピュータ）等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものの総称。

*₂ 「サピエ図書館」：視覚障害者や活字による読書に困難のある人に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するサピエのメインサービスであり、全国最大の視覚障害者等が利用しやすい書籍等のデータベース。施設や団体、個人で加入できる。

県立長崎図書館

- ・大活字本、LLブック等の視覚障害者等が利用しやすい書籍の収集や閲覧、貸出を実施しています。また、市町立図書館、県内高等学校・特別支援学校、大学図書館への協力貸出を行っています。
- ・サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスに加入しており、10万タイトル以上の音声デージー図書が可能な「視覚障害者等サービス」を行っています。
- ・図書館に直接来館することが難しい方に対して郵送により書籍の貸出を行う「障害者ふれあいブックメールサービス」を実施しています。
- ・利用者のニーズに応じて対面朗読、拡大読書機・読み上げ読書機の館内貸出等の読書支援サービスを実施しています。
- ・市町立図書館職員向けに読書支援サービスについての研修会を開催しています。

特別支援学校の図書館

- ・障害の状態や特性、発達段階に応じた書籍や読書環境が整備されています。
- ・車椅子での利用を考慮した配架や本棚の工夫、書架やカウンターに誘導する床面ガイドの設置など、図書館のユニバーサルデザイン化を進めています。
- ・視覚障害のある児童生徒のために、新着図書等の最新情報を児童生徒や保護者にメール配信するなど、書籍情報の提供方法を工夫しています。

<参考> 視覚障害者等が利用しやすい読書支援サービス

国が令和2年7月に策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下、「アクセシブルな書籍」という。）、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下、「アクセシブルな電子書籍等」という。）として、以下のようなものが例示されています。

1 アクセシブルな書籍

点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍。

(1) 点字図書

視覚障害者のために点字などで記述された図書。点訳図書ともいう。

(2) 拡大図書

弱視者や高齢者などが読みやすいよう、内容はそのまま、文字や図版を拡大して複製された図書。

(3) テープ録音図書

音声によりカセットテープに録音された図書。音訳図書ともいう。

- (4) 触る絵本
触れて鑑賞する絵本。挿絵が様々な材料で作られており、立体的にわかる工夫が施されている。
- (5) LLブック
読むことに困難を伴いがちな人を対象に、生活年齢に合った内容を、わかりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。
- (6) 布の絵本
本全体が布でできた絵本。絵本と遊具の性質を兼ね備えている。

2 アクセシブルな電子書籍等

電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの。

- (1) 音声読み上げ対応の電子書籍
パソコン・タブレット端末・スマートフォン等の音声読み上げソフトを利用することで読み上げることができる電子書籍。
- (2) デイジー図書
デジタル録音図書の国際標準規格の書籍。「テキストデイジー」や「音声デイジー」、本文の文字・画像が音声と同期している「マルチメディアデイジー」がある。
- (3) オーディオブック
書籍等の読み上げまたは口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
- (4) テキストデータ
コンピュータの画面に表示可能なデジタルデータとしての文字列。

3 その他の読書支援サービス

- (1) 拡大読書機
カメラで撮影した文字や画像をモニタに大きく表示して読書を支援する機器。
- (2) 読み上げ読書機
本や雑誌等の印刷された「活字文章」を認識し、音声読み上げをする機器。
- (3) ボランティア等による朗読
朗読者が指定された資料を読み上げること。対面朗読。
- (4) パソコン用スクリーンリーダー
パソコンなどの画面表示を音声化して操作するソフト。
- (5) ページめくり機
ページをめくる動作をボタンやスイッチなどで行うことができる機器。

2 長崎県の課題

本県在住の障害者等や関係団体等からの意見、長崎県読書バリアフリー推進計画策定に係る懇談会委員からの意見等を基に、本県における主な課題を次のとおり整理しました。

(1) アクセシブルな書籍・電子書籍等の収集、製作人材の確保における課題

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の出版点数は、一般図書と比べて少ない状況にあります。さらに小説など文芸書の割合が高く、学習用図書や専門書は少ないなど、種類・分野に偏りがあります。
- ・県視覚障害者情報センターの蔵書に占めるデジタル録音図書の割合は、近年貸出実績が拡大しているため、ニーズに対して十分とはいえない状況です。
- ・高齢化や生活の多様化等の理由により、点字図書やデジタル録音図書、テキストデイジー図書の製作に協力する人材及び指導者の確保が難しくなっています。

(2) 視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備における課題

- ・サピエ図書館への加入を始めとする様々な障害者向け読書支援サービスを充実させ周知を行っているものの、活用が進んでいません。また、電子書籍の操作等、サービスを利用する際の支援も必要です。
- ・県視覚障害者情報センターの障害者向けの郵送サービスは、対象を視覚障害者に限定するものがあるなど、視覚障害者以外の読書困難者へのさらなる支援について検討する必要があります。
- ・公立図書館等の利用におけるバリアフリー環境を充実させる必要があります。館内で支援を行うサポート人材の養成とさらなる資質向上も課題です。

(3) 関係機関の連携の促進、読書バリアフリーの取組の周知における課題

- ・読書バリアフリーの意義や関係機関が実施している取組が十分に周知されていません。
- ・県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター、市町立図書館、学校図書館等で、それぞれが実施する読書バリアフリーの取組の相互理解や情報共有等、関係機関のさらなる連携が必要です。

第3章 基本的な方針

読書は生涯にわたって個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

県内における視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害の有無に関わらず、全ての県民が読書に親しみ、読書を通じて豊かな人生を送ることができるよう、以下の基本的な方針のもと、具体的な施策に取り組みます。

1 誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす

- ・視覚障害者等利用者の特性やニーズに対応した様々な種類・分野のアクセシブルな書籍・電子書籍等の充実に努めます。
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作に引き続き取り組むとともに、製作に関する人材の養成、資質の向上及び確保に取り組みます。

2 誰もが利用しやすい読書環境をつくる

- ・サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス、県立長崎図書館及び県視覚障害者情報センター等の読書支援サービスについて周知し、アクセシブルな書籍・電子書籍等の入手や端末機器等の利用について支援を行うことで利用拡大をめざします。
- ・誰もが図書館を円滑に利用できるよう、利用者の障害等の特性やニーズに対応した環境の整備・支援の充実に努めます。
- ・公立図書館、学校図書館等で支援を行うサポート人材を養成し、各関係機関における読書バリアフリーの取組を推進します。

3 みんなに開かれた読書環境があることを伝える

- ・県、市町、公立図書館、学校図書館、医療・福祉関係機関、ボランティア団体等の情報共有を図ります。
- ・読書バリアフリーの意義や取組について、県民への普及啓発を図ります。

第4章 具体的な施策

1 誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす

(1) アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実

- ・種類や分野にも配慮しながら、拡大図書、LLブック、触る絵本等のアクセシブルな書籍の充実に努めるとともに、文字拡大機能や読上げ機能を有したアクセシブルな電子書籍等の導入を行います。

【県立長崎図書館】

- ・市町立図書館、大学図書館、学校図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸借の仕組みづくりを更に進めます。

【県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター】

- ・点字図書データ・録音図書データ・テキストデイジー図書データの製作を継続するとともに、サピエ図書館へ提供するなど、アクセシブルな書籍・電子書籍等が全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。

【県視覚障害者情報センター】

(2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作及び製作者等の人材の養成

- ・アクセシブルな書籍の製作が多くの図書館ボランティア等で行われるよう、これまで各団体が培ってきた製作ノウハウや活動状況等を、市町立図書館や関係する施設、図書館ボランティア等に情報提供します。

【県立長崎図書館、県生涯学習課】

- ・サピエ図書館登録文書の製作基準にのっとり、引き続きアクセシブルな電子書籍等の製作を行うとともに、製作ノウハウや製作された書籍等の情報を共有し製作の効率化に努めます。

【県視覚障害者情報センター】

- ・点訳・音訳ボランティアの募集やボランティア体験について周知を図り、製作人材の確保に努めます。また、点訳・音訳ボランティアの養成・技術向上のための研修会等を引き続き実施するとともに、指導者の養成にも取り組みます。

【県視覚障害者情報センター】

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作の様子を学校等に紹介することで、児童生徒や教職員の興味を喚起し、高校生など若年者等の製作人材のすそ野拡大を図ります。

【県特別支援教育課】

2 誰もが利用しやすい読書環境をつくる

(1) 読書支援サービスの活用促進と、アクセシブルな書籍・電子書籍等の入手や端末機器の利用への支援

- ・サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの十分な活用を図るため、これらシステムの周知に努めます。

【県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター】

- ・「視覚障害者等サービス」(視覚障害者等向けデイジー図書貸出サービス)のリーフレットを作成し、関係機関を通して配布することで、視覚障害者等のさらなる活用促進を図ります。

【県立長崎図書館】

- ・視覚障害者等に対し、様々な読書支援サービス等についての情報を提供します。また、サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス等の利用にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末機器の情報入手や、利用方法に関する相談及び習得支援を行います。

【県視覚障害者情報センター、県特別支援教育課】

- ・特別支援学校においては、県視覚障害者情報センターや公立図書館等と連携し、校外学習や図書館職員による出前講座を実施するとともに、一人一台端末を活用した読書支援サービスの利用を促進します。

【県特別支援教育課】

- ・日常生活用具給付等事業を活用するなどして、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デイジープレイヤー等の端末機器等の情報提供や給付の支援を行います。

※障害の種類・等級によっては、対象外となる場合があります。

【県障害福祉課】

(2) 円滑な利用のための読書環境の整備・支援の充実

- ・利用者の障害等の特性に応じてバリアフリー化を促進し、点字ブロック、点字表示、ピクトグラム、多目的トイレ、エレベーター、パーキングパーミット（身障者等移動に配慮が必要な方向への駐車区画）等の設備の改善に努めます。

【県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター】

- ・視覚障害者向け書籍等紹介コーナー、対面朗読室、車椅子対応閲覧席等の設置や、拡大読書機、読み上げ読書機、デージー再生機等の読書支援機器の充実を図るとともに、市町立図書館や学校図書館に対し、機器情報の提供に努めます。

【県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター】

- ・図書館に直接来館することが難しい方に向けて「障害者ふれあいブックメールサービス」（障害者向け図書配送サービス）や「高齢者等有料配送サービス」、「視覚障害者等サービス」など非来館型のサービスの充実を努め、利用者登録から電子書籍利用まで全て非来館で行える環境を整備します。

【県立長崎図書館】

- ・視覚障害者等に対して点字・録音図書等の郵送サービス等を実施するとともに公立図書館と連携したサービスの充実を努めます。

【県視覚障害者情報センター】

- ・特別支援学校、特別支援学級設置校、視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校の教職員に対して、研修会等を通して視覚障害者等に対する読書環境の整備の重要性について学ぶ機会を設けます。

【県生涯学習課、県特別支援教育課】

(3) 図書館サービス人材の養成・資質向上

- ・司書教諭、学校司書、読書ボランティア等を対象に、様々な障害の特性や合理的配慮、読書バリアフリーの重要性について理解を深める研修を行います。

【県生涯学習課】

- ・市町立図書館等における障害者サービスの推進を図るため、障害者サービスを理解し必要とされる支援方法を習得できるよう、図書館等職員に向けた情報提供や研修の充実を図ります。

【県立長崎図書館】

3 みんなに開かれた読書環境があることを伝える

(1) 関係機関の連携の促進

- ・県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター、市町立図書館、学校図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸借の仕組みづくりを行い、当該サービスに関する広報に努めます。

【県立長崎図書館】

- ・県、市町、公立図書館、学校図書館、医療・福祉関係機関、ボランティア団体等における、視覚障害者等の支援に関する情報を共有し、それぞれが行っている読書支援サービスの相互理解を促進します。

【県生涯学習課】

- ・視覚障害者等にとって身近な医療機関等である眼科医などのかかりつけ医、治療用眼鏡等を扱う販売店等を通じて、視覚障害者等を対象としたサービスについての情報提供を行います。

【県障害福祉課】

- ・県内各市町における読書バリアフリー施策の推進を支援し、県全体の読書バリアフリー環境の整備・充実をめざします。

【県障害福祉課、県生涯学習課】

(2) 読書バリアフリーの取組の周知と普及啓発

- ・障害の有無にかかわらず全ての人を読書を通じて豊かな生活が送れるよう、メディアやパンフレット等を通して、読書バリアフリーの意義や取組、アクセシブルな書籍・電子書籍等や読書の手段について県民に広く周知し、共生社会の実現に向けた気運を高めます。

【県生涯学習課】

- ・ホームページや館内での展示・イベント等を通じて、読書バリアフリーの意義や取組について、視覚障害者等にとどまらず、その家族や支援者等への周知に努めます。

【県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター】

報 告 事 項 (1)

高校教育課・特別支援教育課

| | |
|-----|--|
| 件 名 | 令和5年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について |
| 概 要 | <p>(1) 採択に関する基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むなど、学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択する。 2 採択に当たっては、特色ある学校づくり、生徒の実態及び学校の置かれている諸条件を十分に考慮し、各校の教育課程に適した教科用図書を採択する。 3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る。 <p>(2) 採択の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学校は、教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告する。 これをもとに、県教育委員会において十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごと、学校ごとに教育長が採択する。 なお、各学校及び県教育委員会は、外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書の公正確保に関し問題が生じることのないように十分に留意する。 2 高等学校で使用する教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」に記載されているものの中から採択する。 ただし、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていない場合は、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第89条の規定により、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 3 特別支援学校高等部で使用する教科用図書については、特別支援学校高等部用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていないことから、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の規定により、各学校の教育課程との整合性を十分に検討した上で、適切な教科用図書を採択する。 ただし、高等学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」に記載されているものの中から採択するものとし、同目録に記載されている教科用図書を使用することが適当でない場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。 <p>(3) 採択の結果</p> <p>・ 71校 3, 319点（詳細は別冊資料のとおり）</p> |

報 告 事 項 (2)

高校教育課

| 件 名 | プログラミング教育の充実に係る取組について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------|---|------------------------------------|-------|------|---------|---------------|-------|-------|-----|------|---------|-------------|--------------------|---------------|-------------|--------------------|-----|--|-----|-----|--------|------|--------|---------------------------|-------------|---|-----|---------------------------|-----|-----------------------|---|------|---------------------------------|------------------------------------|
| 概 要 | <p>1. 教科「情報」教員研修</p> <p>(1) 研修概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">講座名称</th> <th style="width: 20%;">対 象</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">主催・協力</th> <th style="width: 20%;">延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">情報Ⅰ教員研修</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全ての情報 担当教員</td> <td style="text-align: center;">R 2～3</td> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">34名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 4～</td> <td style="text-align: center;">県教育センター</td> <td style="text-align: center;">9名 (見込み)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報エキスパート 教員養成研修</td> <td style="text-align: center;">校長推薦を 得た教員</td> <td style="text-align: center;">R 3～7 予定</td> <td style="text-align: center;">長崎県立大学 情報システム学部</td> <td style="text-align: center;">22名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県の情報教育の水準の向上 ○令和4年度実施「情報Ⅰ」に関する教科指導力の向上 ○令和7年度大学入学共通テストに向けた指導力向上 <p>(3) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省、情報処理学会のオンライン研修等を高校教育課・教育センター主催の研修の代替研修として認め、対象教員の受講を勧めている。 R4年度受講完了見込み人数246名/296名 受講割合83.1% <p>2. プログラミング講座・コンテスト</p> <p>(1) 目的</p> <p>長崎県内の高校生を対象に、プログラミングに関する技術及び論理的思考力を身に付けるための場を提供するとともに、県内大学の情報関係学部や情報産業界に関する知識を習得させ、IT人材の育成を図る。</p> <p>(2) 取組概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">実施日</th> <th style="width: 20%;">外部協力機関</th> <th style="width: 20%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">講 座</td> <td style="text-align: center;">○バーチャルリアリティコース (言語：C#)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8/2 ～8/5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">・長崎大学教育開発推 進機構アドミッシ ョンセンター ・長崎大学 教育学部</td> <td style="text-align: center;">20名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ロボット制御コース (言語：Python)</td> <td style="text-align: center;">11名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">コ ン テ ス ト</td> <td style="text-align: center;">○成果発表及び表彰 ○県内大学情報関連学部 の学科説明、情報関連 企業の講話</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">8/10</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">・長崎大学 情報データ科学部 ・長崎県情報産業協会</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">29名 欠席2名 (コロナ ウイルス 関連)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度から令和5年度まで実施予定。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 | 講座名称 | 対 象 | 期 間 | 主催・協力 | 延べ人数 | 情報Ⅰ教員研修 | 全ての情報 担当教員 | R 2～3 | 高校教育課 | 34名 | R 4～ | 県教育センター | 9名 (見込み) | 情報エキスパート 教員養成研修 | 校長推薦を 得た教員 | R 3～7 予定 | 長崎県立大学 情報システム学部 | 22名 | | 内 容 | 実施日 | 外部協力機関 | 参加者数 | 講 座 | ○バーチャルリアリティコース (言語：C#) | 8/2 ～8/5 | ・長崎大学教育開発推 進機構アドミッシ ョンセンター ・長崎大学 教育学部 | 20名 | ○ロボット制御コース (言語：Python) | 11名 | コ ン テ ス ト | ○成果発表及び表彰 ○県内大学情報関連学部 の学科説明、情報関連 企業の講話 | 8/10 | ・長崎大学 情報データ科学部 ・長崎県情報産業協会 | 29名 欠席2名 (コロナ ウイルス 関連) |
| 講座名称 | 対 象 | 期 間 | 主催・協力 | 延べ人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報Ⅰ教員研修 | 全ての情報 担当教員 | R 2～3 | 高校教育課 | 34名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | R 4～ | 県教育センター | 9名 (見込み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報エキスパート 教員養成研修 | 校長推薦を 得た教員 | R 3～7 予定 | 長崎県立大学 情報システム学部 | 22名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内 容 | 実施日 | 外部協力機関 | 参加者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 講 座 | ○バーチャルリアリティコース (言語：C#) | 8/2 ～8/5 | ・長崎大学教育開発推 進機構アドミッシ ョンセンター ・長崎大学 教育学部 | 20名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ロボット制御コース (言語：Python) | | | 11名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コ ン テ ス ト | ○成果発表及び表彰 ○県内大学情報関連学部 の学科説明、情報関連 企業の講話 | 8/10 | ・長崎大学 情報データ科学部 ・長崎県情報産業協会 | 29名 欠席2名 (コロナ ウイルス 関連) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

報 告 事 項 (3)

生涯学習課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 第37期第1回長崎県社会教育委員の会議 |
| 概 要 | <p>1 開催日 令和4年9月9日(金) 13:30～16:00</p> <p>2 出席者 社会教育委員 14名(欠席2名) 生涯学習課 8名</p> <p>3 協議事項 (1) 委員長、副委員長の選出 (2) 第37期長崎県社会教育委員の活動の方向性について (3) 県教育委員と県社会教育委員との意見交換会について (12月15日予定)</p> <p>4 協議内容(概要) (1) 第37期長崎県社会教育委員の活動の方向性 コロナ禍にあって、第36期の委員が調査研究する機会や県教育委員会に対し社会教育に関する助言・意見をすることが少なかったことから、第37期も、第36期の協議テーマを引き続くことになった。 【第37期テーマ】 「人口減少時代における長崎らしい社会教育のあり方」 ～多世代・多分野が参画した持続可能な地域・人づくり～</p> <p>(2) その他(委員の発言) ○ 事務局から提案のあった第37期の3つの柱「地域学校協働活動の推進」「地域総がかりでの家庭教育支援の推進」「多世代・多分野が関わる社会教育の推進」は、どの地域でも必要なことであり、協議を深めるべきであると感じた。</p> <p>○ ながさきファミリープログラムは、「子育てを楽しむ」「楽に子育てに関わる」「子育てっていいな」など保護者が子育てに対する不安を取り除き、前向きに子育てに関われるようになることが目的なので、今後も、推進していくべき事業である。</p> |